

下水道受益者負担金の賦課及び徴収猶予解除に係る不適切な事務処理について

●概要

下水道受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収猶予に関する事務について、時効により負担金を徴収できない事例が発生したことが判明しました。

対象の方及び町民の皆様には、町の不適切な事務処理によりご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

●制度について

1) 受益者負担金制度

公共下水道が整備された地域は、生活衛生環境や土地の利用価値が向上します。この利益を受けるのは、公共下水道が整備された区域内の土地所有者など（以下「受益者」という。）に限られることから、都市計画法（以下「法」という。）第75条（※1）の規定により、公共下水道の建設工事費用の一部を受益者に負担していただく制度です。

町では、昭和町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」）に基づき、公共下水道が使えるようになる年の翌年に負担金の賦課徴収を実施し、建設費の一部に充て整備を進めています。

※1 都市計画法

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあっては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあっては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2) 負担金の徴収猶予制度

災害や土地等の状況により、条例第7条（※2）に該当する場合は、受益者からの申請により負担金の徴収を猶予される制度です。

徴収猶予の対象となる土地は、係争中の土地、農地、宅地化困難など公共下水道の利用が困難な土地が主なもので、猶予期間は、猶予の理由が消滅するまでとなります。

規則では「負担金の徴収猶予を受けた者は、その猶予の理由が消滅したときは、遅滞なく負担金徴収猶予消滅届を町長に届け出なければならない。」と規定されていますが、自ら届け出されるケースは少ないため、町では、全ての農地転用の申請・届出を確認し、負担金徴収猶予を受けた土地である場合は、猶予解除の手続きを受益者へ依頼してから負担金を賦課しています。

※2 昭和町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金の徴収を猶予することができる。

- 1 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- 2 受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

3) 負担金の徴収に関する時効について

負担金を徴収する権利は、公共下水道への接続が可能となったときから5年の間に、町が負担金を納めてもらう手続きを行わない場合は、自動的に消滅します。ただし、負担金徴収猶予の決定がされると、その期間中は時効の進行が止まります。その後、徴収猶予期間が満了した日、若しくは猶予理由が消滅した日の翌日から新たに5年間の時効が進行します。

法第75条第7項では「負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅する。」と規定されています。また、地方自治法第236条第2項には、「公債権の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要しない。」と規定されています。

そのため、仮に受益者が時効の更新等の手続きをしなかったとしても、町が負担金を徴収する権利を5年間行使しないときは、その債権は消滅することになります。

●不適切な事務処理が判明した詳細

【判明した経緯】

令和3年度末に、町下水道課へ平成27年度に公共下水道の供用開始した土地の負担金納付状況についての問い合わせがあり、確認したところ当該土地の負担金の賦課記録がなく、当時の担当職員の不適切な事務処理（賦課漏れ）が原因であることが判明しました。町ではこれを受けて、他の負担金賦課状況を全て再調査したところ、平成26年～28年度に供用開始した区域内に、本来賦課すべき土地に賦課されていない賦課漏れ、及び本来賦課すべきでない土地に誤って賦課徴収してあり、負担金を還付すべき賦課誤りが複数発覚しました。また、農地であることを理由に負担金の徴収猶予していた土地において、農地転用された場合、本来徴収猶予を解除し、負担金を賦課すべき土地に対して、適正な事務処理を行っていなかったため、徴収できていない猶予解除漏れも複数発覚しました。

この度は、町が全容を把握するための調査、確認に非常に多くの時間を要してしまい、

お詫び申し上げます。

【調査結果】

調査結果の詳細は、以下の通りです。

| | | |
|----------------------|---------|------------|
| ①賦課漏れ | 30筆 18名 | 2,050,140円 |
| ②徴収猶予解除漏れ | 58筆 17名 | 6,266,950円 |
| <u>合計 8,317,090円</u> | | |
| ③賦課誤り | 3筆 3名 | 163,370円 |

①賦課漏れ、②徴収猶予解除漏れとも賦課徴収すべき時期から5年が経過していることから、既に時効により債権が消滅しているため、徴収はできない状況です。

③賦課誤りについては、還付処理を進めていく予定です。

【発生の原因】

今回の不適切な事務処理となった主な原因是、当時（平成26年～28年度）の担当職員の負担金制度及び法令（消滅時効等）に関する理解不足、賦課対象地の拾い出しやシステムへの入力作業の際の確認不足によるものです。

①賦課漏れ及び③賦課誤りについて

公共下水道の供用開始した区域内において、負担金を賦課すべき土地を把握し地番を拾い出し、システムへ入力する作業を担当職員だけで行い、正確に事務処理しているか確認・把握が出来ていませんでした。

②猶予解除漏れについて

農地転用の申請及び届出については、全ての案件が農業委員会から下水道課へ回覧され、当時も現在と同様に、書類を確認し、負担金の徴収猶予の申請が出されているか否かを確認し、必要な場合は事務処理を行っています。しかし、担当職員の失念により、処理に漏れが生じてしまいました。これについても、担当職員が確実に事務処理をしているか確認・把握が出来ていませんでした。

●今後の対応

【再発防止策のために行うこと】

負担金事務のマニュアルを再度見直し、複数の職員による確認体制を整えると共に、関係部署との連携を図り、適正な事務処理管理を徹底して参ります。

【対象者への対応】

町といたしましては、今回対象の受益者の方々には、個別に訪問し、経緯等を丁寧に説明して、お詫び申し上げると共に、ご理解いただいた上で負担金相当の「協力金」をお願いして参りたいと思います。

【本件に対する処分等の状況】

本件に関する職員に対して、懲戒処分を行うなど厳正に対処して参ります。

- お問合せ：昭和町役場下水道課 電話（直通）055-275-8356